

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

破産法改正に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「取引参加者規程」等の一部改正を行い、平成17年1月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともに、権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることを目的とした破産法の改正が来年1月に施行されることに伴い、「取引参加者規程」等について所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

破産法が見直されることに伴い、現行規定中の「破産」を「破産手続開始の決定」に改めるなどの改正を行います。

（備 考）

・取引参加者規程第21条等

2. 施 行 日

平成17年1月1日から施行します。

以 上